

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年11月9日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆確定給付企業年金に対する業務監査について◆

平成22年11月1日付で厚生労働省から「確定給付企業年金監査実施要綱」に関する通知が発出されましたのでご連絡致します。なお、概要については以下をご参照ください。

【発出された通知】

- 「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」
(平成22年11月1日 年発1101第1号)

【概要】

1. 監査は、地方厚生（支）局が今年度から実施する。
2. 監査の種類と実施対象
 - ①一般監査（書面監査と実地監査がある）
 - 書面監査：DB 実施後概ね3年経過した事業主等を対象に定期的実施
 - 実地監査：書面監査実施先のうち、必要に応じて実施
 - ②特別監査（以下の該当先に、必要に応じて実施）
 - ・法令違反の疑いがある等の通報があった先など
 - ・一般監査の実地監査実施先のうち、特別監査が必要と認められる先
3. 監査実施の概ね1ヶ月前に、通知がなされる。
4. 書面監査の様式として標準的な内容が定められているが、地方厚生（支）局の判断で、点検項目が追加される場合がある。

以上

